

宇部市水道局職員の特殊勤務手当に関する規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第四十三号

沿革 令和 五年 三月 二十日 管理規程第 七号 第一次改正
令和 六年 二月二十八日 管理規程第 二号 第二次改正

(趣旨)

第一条 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十七年条例第七十三号）第六条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給に關して必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類及び支給額)

第二条 特殊勤務手当の種類、支給額及び支給を受ける職員の種類は、別表のとおりとする。ただし、副課長及びこれに相当する職以上にある者には、特殊勤務手当（派遣手当を除く。）を支給しない。

(支給の方法)

第三条 日額により支給する特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日までを支給する。

(特殊勤務手当の支給の調整)

第四条 日額により支給する特殊勤務手当は、各日額に特殊勤務手当を受ける業務に従事した日数を乗じて得た額とする。

2 特殊勤務手当（特別出勤手当を除く。）は、一日において二以上の特殊勤務手当に係る業務に従事した場合においても重複して支給せず、支給する特殊勤務手当は、当該特殊勤務手当のうち最高の額の特殊勤務手当とする。

一部改正（令和六年二月二十八日）

(勤務状況の報告)

第五条 所属長は、所属職員のうち特殊勤務手当の支給を受ける者の毎月の特殊勤務手当を受ける業務に従事した勤務状況を、給与担当課長へ報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(宇部市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の廃止)

2 宇部市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成二十六年管理規程第三十五号）は、廃止する。

附 則（第一次改正）

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、施行の日以後の勤務から適用し、同日前の勤務に対する特殊勤務手当の適用については、なお従前の例による。

(交替勤務に係る特例措置)

3 令和五年四月一日午前零時から八時四十五分までの交替勤務に対する特殊勤務手当の

別表（第二条関係）

一部改正（令和5年3月20日）

特殊勤務手当の種類	特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲		特殊勤務手当の額	
	1	2	日額	額
特別危険作業手当	1	酸素欠乏症又は硫化水素中毒のおそれがある貯水槽・マンホール・開渠・暗渠での呼吸器等の安全器具を使用の上で行う点検・補修業務及び工事検査等に従事した職員	日額	350円
	2	工事現場等の組足場、その他足場の不安定な地上10メートル以上の高所等において作業（監督、検査及び立会いを含む。）に従事した職員		
	3	高圧近接作業、低圧近接作業若しくは低圧活線作業又は高圧若しくは低圧開閉器操作等点検業務に従事した職員		
	4	毒物及び劇物取締法第二条に規定する毒物又は劇物を使用する職員及びその他有害物質が発生すると管理者が認める作業に従事した職員		
	5	交通を遮断することなく、警備員の配置を伴わず、交通量が多く危険であると管理者が認める車道上において点検業務・操作業務・補修業務に従事した職員		
	6	大雨警報、暴風警報、洪水警報又は低温注意報が発令され、当該警報等の要因となる自然条件が劣悪な場合及び震度5弱以上の地震が発生し、余震が頻発な場合における外勤作業に従事した職員		
収納業務手当	停水業務及び現場において水道使用者と直接折衝により水道料金等の収納指導に従事した職員		日額	350円
用地交渉業務手当	庁外において、公共用地等の取得又は補償のため、当該権利者と直接面接して折衝業務に従事した職員		日額	500円
交替勤務手当	22時から翌日の5時まで浄水施設の操作運転業務に従事した職員		1勤務当たり	1,700円
特別出勤手当	勤務時間外及び休日に発生した公務により緊急呼出しを受けた職員及び休日において自宅待機を命ぜられた職員		1回につき	1,500円
派遣手当	災害復旧等で本市以外の公共団体等に派遣され業務に従事した職員のうち、住居を離れて派遣された区域に滞在することを要した職員		日額	1,000円

適用については、なお従前の例による。
 附則（第二次改正）
 （施行期日）
 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。